

# 春のあんしんネット・新学期一斉行動

新学期は、青少年が新たにスマートフォンなどインターネットに接続できる端末を持つ機会が増える時期です。スマートフォンやインターネットの利便性と危険性について、もう一度家庭で確認してみましょう。

◆世代別インターネットの利用内容(%)  
【平成27年度内閣府・総務省調べ】



高校生	中学生	小学生	
(89.9)	(71.1)	(75.1)	1位
(81.7)	(70.5)	(56.8)	2位
(81.5)	(62.9)	(43.5)	3位

青少年のインターネットの利用内容を世代別に見ると、小・中学生はゲーム、高校生はコミュニケーションが最も多くなっています。また、どの世代も動画視聴が多いことも分かります。これらの利用による「課金」や「有害サイトの閲覧」「文字での会話によるトラブル」といったものに注意が必要です。また、スマートフォンなどの長時間利用は生活習慣にも影響を及ぼしかねません。子どもたちが正しくスマートフォンやインターネットを利用できるよう、フルターニング機能の活用や、家庭でのルール作り、インターネットでのコミュニケーションの取り方などをきちんと確認し、環境を整えて見守っていきましょう。

問い合わせ／生涯学習課(☎ 581-2121内線5332)へ。

ご活用ください！

# 寄居町修学資金制度

○国民年金保険料が後払いできる「学生納付特例制度」  
4月から、月額16,260円になりました。

町には、町内にお住まいの高校生で、修学の意欲を有しながら経済的な理由により高等学校での修学が困難な方を対象として、人材を育成する目的で修学に必要な資金を支給する補助金制度があります。

ア寄居町に本年6月25日までに引き続き6ヶ月以上住んでいる方、性行為が善良であつて、経済的な理由により学資の支出が困難な世帯の高校生

●対象となる世帯の例  
○生活保護受給世帯○生活保護法による保護が停止または廃止となつた世帯○児童扶養手当法による児童扶養手当を受給している世帯

●修学資金の申請  
①修学資金給与申請書  
②在学等証明書(町で定めた様式のものとなります)  
③平成28年度(27年分)市町村民税課税証明書(世帯員で所得税・住民税の申告義務のある方全員のもの)、または経済的な理由で修学困難なことが証明できる公的文書の写し(詳細はお問い合わせください)

●提出期限／6月27日(月)  
修学生認定後の履行事項  
修学生は、7月、11月、2月の各月末までに、当該月に発行された在学等証明書(町で定めた様式のもの)を町教育委員会に提出していただく必要があります。

●問い合わせ／教育総務課(☎ 581-2121内線5111)へ。

●このほかにも援助を受けられる場合があります、詳細はお問い合わせください。

●修学資金の額／月額5,000円  
●このほかにも援助を受けられる場合があります、詳細はお問い合わせください。

●対象となる世帯の例  
○生活保護受給世帯○生活保護法による保護が停止または廃止となつた世帯○児童扶養手当法による児童扶養手当を受給している世帯

●修学資金の申請  
①修学資金給与申請書  
②在学等証明書(町で定めた様式のものとなります)  
③平成28年度(27年分)市町村民税課税証明書(世帯員で所得税・住民税の申告義務のある方全員のもの)、または経済的な理由で修学困難なことが証明できる公的文書の写し(詳細はお問い合わせください)

●提出期限／6月27日(月)  
修学生認定後の履行事項  
修学生は、7月、11月、2月の各月末までに、当該月に発行された在学等証明書(町で定めた様式のもの)を町教育委員会に提出していただく必要があります。

●問い合わせ／教育総務課(☎ 581-2121内線5111)へ。

●このほかにも援助を受けられる場合があります、詳細はお問い合わせください。

●修学資金の額／月額5,000円  
●このほかにも援助を受けられる場合があります、詳細はお問い合わせください。

●対象となる世帯の例  
○生活保護受給世帯○生活保護法による保護が停止または廃止となつた世帯○児童扶養手当法による児童扶養手当を受給している世帯

●修学資金の申請  
①修学資金給与申請書  
②在学等証明書(町で定めた様式のものとなります)  
③平成28年度(27年分)市町村民税課税証明書(世帯員で所得税・住民税の申告義務のある方全員のもの)、または経済的な理由で修学困難なことが証明できる公的文書の写し(詳細はお問い合わせください)

●提出期限／6月27日(月)  
修学生認定後の履行事項  
修学生は、7月、11月、2月の各月末までに、当該月に発行された在学等証明書(町で定めた様式のもの)を町教育委員会に提出していただく必要があります。

●問い合わせ／教育総務課(☎ 581-2121内線5111)へ。

●このほかにも援助を受けられる場合があります、詳細はお問い合わせください。

●修学資金の額／月額5,000円  
●このほかにも援助を受けられる場合があります、詳細はお問い合わせください。

●対象となる世帯の例  
○生活保護受給世帯○生活保護法による保護が停止または廃止となつた世帯○児童扶養手当法による児童扶養手当を受給している世帯

●修学資金の申請  
①修学資金給与申請書  
②在学等証明書(町で定めた様式のものとなります)  
③平成28年度(27年分)市町村民税課税証明書(世帯員で所得税・住民税の申告義務のある方全員のもの)、または経済的な理由で修学困難なことが証明できる公的文書の写し(詳細はお問い合わせください)

●提出期限／6月27日(月)  
修学生認定後の履行事項  
修学生は、7月、11月、2月の各月末までに、当該月に発行された在学等証明書(町で定めた様式のもの)を町教育委員会に提出していただく必要があります。

●問い合わせ／教育総務課(☎ 581-2121内線5111)へ。

●このほかにも援助を受けられる場合があります、詳細はお問い合わせください。

●修学資金の額／月額5,000円  
●このほかにも援助を受けられる場合があります、詳細はお問い合わせください。

●対象となる世帯の例  
○生活保護受給世帯○生活保護法による保護が停止または廃止となつた世帯○児童扶養手当法による児童扶養手当を受給している世帯

●修学資金の申請  
①修学資金給与申請書  
②在学等証明書(町で定めた様式のものとなります)  
③平成28年度(27年分)市町村民税課税証明書(世帯員で所得税・住民税の申告義務のある方全員のもの)、または経済的な理由で修学困難なことが証明できる公的文書の写し(詳細はお問い合わせください)

●提出期限／6月27日(月)  
修学生認定後の履行事項  
修学生は、7月、11月、2月の各月末までに、当該月に発行された在学等証明書(町で定めた様式のもの)を町教育委員会に提出していただく必要があります。

●問い合わせ／教育総務課(☎ 581-2121内線5111)へ。

●このほかにも援助を受けられる場合があります、詳細はお問い合わせください。

●修学資金の額／月額5,000円  
●このほかにも援助を受けられる場合があります、詳細はお問い合わせください。

●対象となる世帯の例  
○生活保護受給世帯○生活保護法による保護が停止または廃止となつた世帯○児童扶養手当法による児童扶養手当を受給している世帯

●修学資金の申請  
①修学資金給与申請書  
②在学等証明書(町で定めた様式のものとなります)  
③平成28年度(27年分)市町村民税課税証明書(世帯員で所得税・住民税の申告義務のある方全員のもの)、または経済的な理由で修学困難なことが証明できる公的文書の写し(詳細はお問い合わせください)

●提出期限／6月27日(月)  
修学生認定後の履行事項  
修学生は、7月、11月、2月の各月末までに、当該月に発行された在学等証明書(町で定めた様式のもの)を町教育委員会に提出していただく必要があります。

●問い合わせ／教育総務課(☎ 581-2121内線5111)へ。

○国民年金保険料が後払いできる「学生納付特例制度」  
4月から、月額16,260円になりました。

●国民年金保険料が後払いできる「学生納付特例制度」  
4月から、月額16,260円になりました。

# 5月の保健事業

問い合わせ／保健福祉総合センター(☎ 581-8500)へ。

## 健康相談

月日(曜日)	時間	対象地区	場所	内容	持参する物
5月9日(月)	13:30~15:00	町内全地区	保健福祉総合センター	・血圧測定 ・検尿 ・個別相談 ・体脂肪測定	健康手帳(既にお持ちの方)

## 乳幼児健康診査

種別	月日(曜日)	受付時間	対象	場所	持参する物
4~5ヶ月児健康診査	5月26日(木)	13:30~14:30	平成27年12月~平成28年1月生	保健センター	母子健康手帳、役場からの通知、3歳児は尿の入ったビニール袋とお子さんの歯ブラシ
3歳児健康診査	5月19日(木)	13:30~14:00	平成24年11月生	保健センター	母子健康手帳、役場からの通知

## 10ヶ月児健康相談

月日(曜日)	受付時間	対象	場所	持参する物
5月10日(火)	13:30~14:30	平成27年6月~7月生	保健福祉総合センター	母子健康手帳、役場からの通知

## パパママ学級

月日(曜日)	時間	場所	対象	持参する物
1日目 5月14日(土)	9:10~12:00	保健センター	パパママになられる方(妊娠16週以降の定期の方)	母子健康手帳、筆記用具※運動しやすい服装でお越しください
2日目 5月18日(木)	13:00~16:15	保健センター	※事前にお申し込みください。	

## ひよこ教室

月日(曜日)	時間	場所	対象	持参する物
5月30日(月)	10:00~11:30	保健センター	3~5ヶ月児のお子さんと保護者(20組)	母子健康手帳 筆記用具エプロン(2日目)おぶいひも(2日目)
6月 2日(木)				

## こころの健康相談

月日(曜日)	時間	場所	対象
5月16日(月)	13:30~14:30	保健センター	こころの健康について悩みをお持ちの方、その家族および関係者※事前にお申し込みください。

## 歯科イベント

月日(曜日)	受付時間	場所	備考
5月22日(日)	9:00~12:00	保健センター	歯周疾患検診や歯科健康診査、ブラッシング指導、フッ化物塗布などを予定しています。申し込み等の詳細は、本誌5月号に掲載します。

## ふるさと健康体操(生活習慣病予防軽運動教室)

月日(曜日)	時間	対象	場所	内容	持参する物
5月6日、13日、20日、27日、(毎週金曜日)	16:00~17:00	町内在住の方	保健センター	運動不足解消、介護予防を目的とした軽体操です。運動しやすい服装でお越しください。	タ